

尾張旭市監査公表第 11 号

令和 6 年 1 月 25 日付け尾張旭市監査公表第 29 号をもって公表した定例監査結果報告について、令和 7 年 1 月 28 日付け 6 健第 463 号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により次のとおり公表します。

令和 7 年 2 月 26 日

尾張旭市監査委員 山 田 義 浩

尾張旭市監査委員 大 島 も え

健康福祉部健康課

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
保健福祉センターにおいて、市長から行政財産目的外使用の許可（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 238 条の 4 第 7 項に規定される許可をいう。）を得ていない異なる三者がそれぞれ設置した線類の存在を確認した。 この点、行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいう（法 238 条第 4 項）ものとされているところ、同課は、これら三者による行政財産の目的外使用に気付かずにいたことになる。なお、行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるとされており、許可をするのであれば、適切な手続を漏れなく実施されたい。	三者がそれぞれ設置した線類の存在は、使用者と健康課で現地を確認した後、尾張旭市公有財産管理規則に規定する行政財産目的外使用許可申請書の提出を令和 6 年 1 月 25 日付けで受け、令和 7 年 1 月 8 日付けで使用許可手続を行い、令和 6 年 1 月 2 日から行政財産目的外使用料を徴収するよう調整した。 施設管理担当職員（庶務係）内でこの内容を共有し、関係法令を再確認した。今後は、関係法令等の理解不足による手続き漏れが起きないように、再発防止に努める。
物品の検査（尾張旭市物品管理規則（平成 25 年尾張旭市規則第 3 号）第 23 条に規定される使用中の物品及び備品台帳に係る検査をいう。）を令和 5 年度は一部のものにしか実施していなかった。また、備品のうち、1 点の所在が分からなかった。 物品管理事務を適切に実施されたい。	所在が分からない備品 1 点については、センター内の全部屋を探すとともに、職員への聞き取りを実施したが、発見できなかったため、亡失したものとして、尾張旭市物品管理規則及び尾張旭市物品管理規則取扱要綱に基づき、令和 6 年 1 月 20 日に物品廃棄の事務手続を行った。 また、全ての備品について備品台帳と

	現存品との照合を行い、備品ラベルの貼り付けが確認できない備品にはラベルを付し、所在が分からない備品については、物品廃棄の事務手続を行った。 物品管理事務の適切な実施のため、物品管理の重要性について、課内で監査結果を共有することにより課員の認識を改めた。
--	--